

船舶インシデント調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成27年11月10日 02時00分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市太東崎東方沖 太東崎灯台から真方位090° 10.0海里付近 （概位 北緯35° 18.5′ 東経140° 37.0′）
インシデントの概要	作業船第十一太陽丸 ^{たいよう} は、北東進中、主機が運転できなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年11月11日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第十一太陽丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	260-27443島根、有限会社太陽海事開発
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約2.0m
インシデントの経過	<p>本船は、銚子港への回航の目的で徳島県粟田漁港を出港し、甲板上に海水をかぶる状況下で鳴門海峡を通過した後、乗組員が左舷船尾側燃料油タンクの補給口のキャップが外れていることに気付いて同キャップを閉めた。</p> <p>本船は、太東崎東方沖を北東進中、船長及び乗組員が左舷主機の回転数がアイドル状態まで急に低下したので左舷主機を停止したところ、約30分後に右舷主機が異音を発して止まった。</p> <p>本船は、乗組員が、右舷主機の潤滑油を点検したところ、乳化した状態であり、海水の混入が認められたので、船長が自力航行不能と判断した。</p> <p>本船は、右舷及び左舷の船首側燃料油タンク（容量合計約3,000kl）並びに、右舷及び左舷の船尾側燃料油タンク（容量合計約5,000kl）が設置されており、本事故当時、右舷船尾側燃料油タンク及び左舷船尾側燃料油タンクから燃料油を主機に供給していた。</p> <p>主機は、本インシデント後、修理業者による開放点検が行われ、燃料油に海水が混入していたことが判明した。</p>
分析	<p>本船は、航行中、海水が混入した燃料油が供給されたことから、主機の運転ができなくなったものと考えられる。</p> <p>本船は、左舷船尾側燃料油タンクの補給口のキャップが外れていた</p>

	<p>ことから、甲板上に海水を被る状況下で航行中、同補給口から海水が入ったものと考えられる。</p> <p>本船は、補油をした際、補給口の閉鎖確認を適切に行っていなかったことから、補給口のキャップが外れた状態で航行していたものと考えられる。</p> <p>本船は、補給口のキャップが外れていたことを発見した後、左舷船尾側燃料油タンクの燃料油の使用が控えられれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、キャップが外れていた補給口から浸入した海水が左舷船尾側燃料油タンクの燃料油に混入したため、主機が運転できなくなったことより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給油した後は、燃料油タンクのキャップの閉鎖を確認すること。